

令和7年度佐賀県入院者訪問支援事業実施業務委託 に係るプロポーザル審査要領

この要領は、佐賀県が実施する令和7年度佐賀県入院者訪問支援事業の委託先を選定するために
行う企画提案の審査について、必要な事項を定めるものである。

1 審査員の構成（予定）

企画提案の審査のため、関係者による審査員を設けるものとし、審査員の構成は次のとおりとする。

所属・職名等	
1	障害福祉課 課長（審査員長）
2	長寿社会課 副課長
3	人権・同和対策課 副課長
4	佐賀県精神保健福祉センター 副所長
5	（一社）佐賀県精神科病院協会 会長（外部）
6	（公社）佐賀県社会福祉士会 事務局長代理（外部）

※ただし、審査実施時、人事異動等により審査員がその職にない場合、その職に相当
する者が代わって審査を担当するものとする。

2 審査方法等

- 審査員は、プロポーザル参加者から提出された書類及びプレゼンテーションにより審査を行う。
- 審査員は「審査基準」（別添）の審査基準ごとに、下表【採点基準】に基づき採点する。
- 「審査基準」の各項目（①適正性、②個人情報の管理体制、③計画の妥当性、④業務遂行の確実性、⑤県との連携等）の合計点数を算出する。最低基準点は360点とし、それ以上の点数を得た参加者の中から合計点が最も高い者を最優秀提案者として決定する。
- 合計点が最も高い者が2者以上ある場合は、④業務遂行の確実性の評価点が高い者を最優秀提案者とする。

【採点基準】

採点基準	5点配点の場合	10点配点の場合	15点配点の場合	20点配点の場合	25点配点の場合
特に優れている	5点	9～10点	13～15点	17～20点	21～25点
優れている	4点	7～8点	10～12点	13～16点	16～20点
普通である	3点	5～6点	7～9点	9～12点	11～15点
やや劣る	2点	3～4点	4～6点	5～8点	6～10点
劣る	1点	1～2点	1～3点	1～4点	1～5点